

朝倉市中小企業省エネ設備導入補助金 申請要領

朝倉市では、エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者の皆様の負担を軽減するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、既存設備を省エネ効果が高い設備に更新する費用の一部を補助します。

補助の概要

	区分1(主にサービス業・小売業等向け)	区分2(主に製造業向け)
補助対象設備	省エネ法(※)に基づいて定められた機器ごとの基準達成率が 100%以上の製品 エアコン LED 照明機器(電球のみ交換は除く) 冷凍冷蔵庫 温水機器(ガス・石油) エコキュート ※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号)	経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金」において、補助対象設備として登録、公表されている製品 高効率空調(業務・産業用エアコン等) 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機能付き LED 照明器具 工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン
補助率	1/2以内	1/3以内
補助上限額	50万円	100万円

申請期間

令和8年7月21日(火)～ 令和8年11月30日(月)

令和 8 年 7 月 21 日
福岡県 朝倉市



必ずお読みください。

- 1 審査の結果、交付対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- 2 補助金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、補助金の交付を受けた申請者は、補助金を全額返還することとなります。
- 3 補助金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者(又は担当者)へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、朝倉市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が補助金の交付を受ける事を辞退したものとみなします。
- 5 補助金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。
- 6 この補助金は、課税の対象になります。
- 7 予算がなくなり次第、受付を終了します。

1.【 交付要件 】

○ 次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

1. 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者

業 種	「資本の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす会社及び個人	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100人以下
④小売業	5,000 万円以下	50人以下

※下記の法人は、対象となりません。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)、有限責任事業組合(LLP)

2. 市内に事業所を所有又は賃借し、かつ、その事業において1年以上事業を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有するもの

※ 市内事業所であれば、主たる事業所、従たる事業所のいずれも対象です。

3. 市税を滞納していない者

2.【 不交付要件 】

○ 次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

1. 地方公共団体その他公共団体が設立した事業者及び地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者
2. 農林水産業を主たる事業として営む者
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教法人その他宗教活動を行う団体
6. 朝倉市暴力団排除条例(平成22年朝倉市条例第20号)第2条第1号又は第2号に該当する法人又は個人事業者
7. 営業に関し法令上必要な登録、免許、許可等を受けていない者
8. 補助金の趣旨に照らして市長が適当でないと認める者

3.【 補助の概要 】

	区分1(主にサービス業・小売業等向け)	区分2(主に製造業向け)
補助対象設備	省エネ法(※)に基づいて定められた機器ごとの基準達成率が 100%以上の製品	経済産業省が実施する「省エネ・非化石転換補助金」において、補助対象設備として登録、公表されている製品
	エアコン LED 照明機器(電球のみ交換は除く) 冷凍冷蔵庫 温水機器(ガス・石油) エコキュート ※エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)	高効率空調(業務・産業用エアコン等) 産業ヒートポンプ 業務用給湯器 高性能ボイラ 高効率コージェネレーション 低炭素工業炉 変圧器 冷凍冷蔵設備 産業用モータ 制御機能付き LED 照明器具 工作機械 プラスチック加工機械 プレス機械 印刷機械 ダイカストマシン
補助率	1/2以内	1/3以内
補助上限額	50万円	100万円

※ 1事業者につき、申請は1回限りとします。

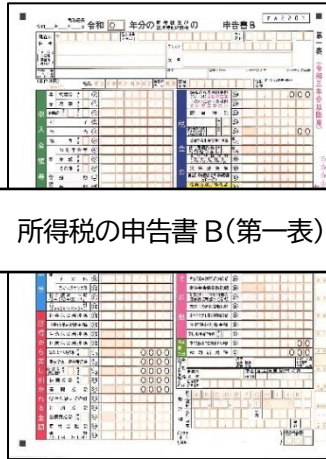
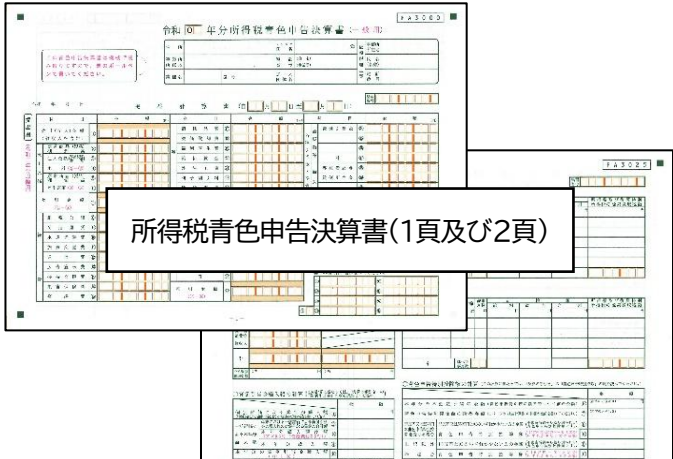
※ 複数業種・複数店舗を経営する事業者であっても、1事業者となります。

4.【 申請期間 】

令和8年7月21日(火)～ 令和8年11月30日(月)

5.【 交付申請時提出書類 】(以下の①～⑨をご用意いただき、提出してください。)

提出書類一覧

①	○中小企業省エネ設備導入補助金交付申請書兼誓約書(様式第1号)
②	○見積書(内訳が確認できるもの) ※ 見積書等の宛名は次のとおりとします。 法人:法人名 個人事業者:屋号または代表者名
③	○位置図、平面図及び省エネ設備の内容が確認できる図面
④	○省エネ設備導入前の該当箇所等の写真
⑤	○賃貸物件である場合は所有者の同意書
⑥	○確定申告書の写し (法人) 直近の「 <u>法人税の申告書(別表一)</u> 」及び「 <u>法人事業概況説明書(2枚(両面))</u> 」の写しを提出してください。  法人税の申告書(別表一)  法人事業概況説明書(両面) (個人事業者) 直近の「 <u>所得税の申告書 B(第一表)</u> 」及び「 <u>所得税青色申告決算書(1頁及び2頁)</u> 」の写しを提出してください。(白色申告者の場合は、「 <u>所得税の申告書 B(第一表)</u> 」及び「 <u>収支内訳書</u> 」の写しを提出してください。)  所得税の申告書 B(第一表)  所得税青色申告決算書(1頁及び2頁)

⑦	○申請者確認書類の写し (法人)履歴事項全部証明書の写し(3か月以内) (個人事業者)申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのものを提出してください。運転免許証、マイナンバーカード等がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類を併せて提出してください。 (例)住民票、氏名・住所が明記された公共料金の領収書等 ※ 運転免許証の写し …… 両面コピーを提出してください。 ※ マイナンバーカードの写し … 表面のコピーを提出してください。
⑧	○朝倉市が発行する「滞納のない証明書」(1か月以内) 市税に滞納がないことを証する書類を提出してください。 ※ 郵送請求の方法(次の①～④を封筒に入れ、税務課までお送りください。) ①税証明書等交付申請書(必要事項・連絡先を記入してください。) ②手数料(郵便局の定額小為替証書) ③返信用封筒(切手を貼り宛名を書いてください。) ④本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等のコピー) 送付先:〒838-8601 朝倉市甘木 232 番地 1 朝倉市役所税務課
⑨	○申請者名義の通帳の写し(補助金振込口座) 振込先となる通帳の表紙と1・2ページ目部分の写しを提出してください。 ※ 金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。 ※ 電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。 ※ 個人事業者の場合は、代表者名義又は事業所名義の口座にしか振込できません。 ※ 法人の場合は、法人名義の口座にしか振込できません。 通帳の表紙  + 通帳を開いた1・2ページ目  電子通帳 画面コピー 

【 注意事項 】

- (1)ご提出いただいた申請書類一式は、原則返却しません。
- (2)必要書類の記入にあたっては、消せるボールペン・鉛筆・修正ペン等は使用しないでください。

6.【その他】

○ 申請書等(様式)の入手方法

市のホームページからダウンロードをお願いします。

<申請書等(様式)のダウンロードができない場合>

以下の場所にて申請書等(様式)を準備しています。

地 域	施 設 等 名 称
甘 木	朝倉商工会議所 1階 事務所内
	朝倉市役所 本庁1階 総合案内
	朝倉市役所 本庁2階 商工観光課
朝 倉	朝倉市商工会
	朝倉支所 市民窓口係
杷 木	杷木支所 市民窓口係

7.【申請方法】

朝倉市商工観光課窓口にて申請書等をご提出ください。

問い合わせ先(※土日祝日を除く9:00～17:00)

朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係

〒838-8601 朝倉市甘木 232 番地 1

TEL 0946-28-7862(直通)

FAX 0946-28-7141

E-mail syoukou@city.asakura.lg.jp

「朝倉市中小企業省エネ設備導入補助金」Q&A(令和8年7月21日現在)

■全般

質問 01-01 補助金はいつ頃支払われますか。

(回答)

実績報告書を受領し、その後必要に応じて実地検査を行い、適正に事業が完了しているかどうかを審査することになります。実績報告受付から事務が順調に進む(申請書類等の不足や差し替えがないなど)ことを前提にすると、概ね1ヶ月～1ヶ月半程度で支払うことができるものと考えています。

質問 01-02 複数の事業所がある場合、複数の申請は可能ですか。

(回答)

複数の事業所(店舗)の経営であっても、1事業者としての取扱いになります。

■交付要件

質問 02-01 中小企業基本法上の「会社」の定義を教えてください。

(回答)

会社法上の会社を指すものと解しています。

また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解しています。具体的には、以下の通りです。

会社法上の会社等	株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 (特例)有限会社 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

質問 02-02 中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の定義を教えてください。

(回答)

中小企業基本法上の「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解されており、下記以外は常時使用する従業員となります。

- 1 日々雇い入れられる者
- 2 2箇月以内の期間を定めて使用される者
- 3 季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
- 4 試の使用期間中の者
- 5 会社役員及び個人事業主

質問 02-03 対象業種の指定はありますか。

(回答)

参考までに主な業種を記載していますが、対象業種の指定はありません。

質問 02-04 創業間もない企業も補助対象事業者になれますか。

(回答)

市内に事業所を所有又は賃借し、かつ、その事業所において1年以上事業活動を営んでいる方が対象になります。

質問 02-05 本社は市外なのですが補助金の対象となりますか。

(回答)

本社の所在地に関係なく事業所の所在地が市内であれば対象となります。

質問 02-06 個人事業主ですが対象となりますか。

(回答)

法人や個人にかかわらず、市内で事業を営まれていれば対象となります。但し、給与収入及び雑所得に係る収入よりも事業収入が多い方が対象です。

質問 02-07 市外在住の個人事業主ですが市内で飲食店を経営しています。この場合は対象となりますか。

(回答)

市内で事業を営まれていますので対象となります。

質問 02-08 従業員数に出向者や派遣社員は含まれますか。

(回答)

個別の判断になりますが、雇用契約がない場合は出向・派遣元事業所の従業員となりますので、従業員数に含みません。

質問 02-09 複数の事業所がある場合の従業員数の数え方はどうなりますか。

(回答)

事業所全体で数えます。

質問 02-10 個人農業者ですが補助金の対象となりますか。

(回答)

農林水産業を主たる事業として営む者は、補助金の対象外となります。

質問 02-11 市内在住の個人事業主ですが市外で飲食店を経営しています。この場合は対象となりますか。

(回答)

市外で事業を営まれていますので、補助金の対象外となります。

■補助対象経費・補助金の額

質問 03-01 補助対象となる設備はどこで確認ができますか。

(回答)

次のサイトにアクセスいただき、補助対象設備をご確認ください。

区分1	経済産業省資源エネルギー庁 「省エネ型製品情報サイト」 (https://seihinjyoho.go.jp)	
区分2	一般社団法人環境共創イニシアチブ 『指定設備』補助対象設備一覧 (https://sii.or.jp/setsubi07r/search/)	

質問 03-02 補助金申請前に支出した経費は対象になりますか。

(回答)

補助金交付決定を受けた後に発生した経費について対象となります。

質問 03-03 1階を事務所、2階を自宅として使用している建物への設備導入は、対象になりますか。

(回答)

居住の用途(共用部など補助対象となる区分が明確にできない場合を含む)に該当する部分へ設備を導入する事業は対象となりません。併用住宅(自宅兼事務所)もこれに該当しますので、対象とはなりません。

質問 03-04 区分1と区分2の併用はできますか。併用できる場合、補助金額はどうなりますか。

(回答)

併用はできますが、2回に分けての申請はできませんので、1回の申請にまとめて申請いただく必要があります。補助金額については、区分毎に算出した金額の合算額(上限150万円)となります。

【例】区分1: $723,000\text{円} \times 1/2 = 361,000\text{円}$ (千円未満切捨)…㊶

区分2: $2,650,000\text{円} \times 1/3 = 883,000\text{円}$ (千円未満切捨)…㊷

補助金額(㊶+㊷)=1,244,000円

質問 03-05 エアコンや冷蔵庫の処分費が見積書に計上されていた場合、対象になりますか。

(回答)

エアコン及び冷蔵庫の処分費のうち、リサイクル料のみが補助対象外となります。処分費の中に運搬料が含まれている場合、リサイクル料と運搬費が個別に記載されていれば、運搬料は補助対象経費となります。

質問 03-06 事務所や工場に併設されている食堂や休憩所にエアコンや冷蔵庫を設置する場合、対象となりますか。

(回答)

事業所活動として使用する場合には、対象となります。なお、居住施設である社員寮は、対象外となります。

質問 03-07 消費税は対象になりますか。

(回答)

消費税及び地方消費税については対象外経費となります。補助対象経費から消費税を含まない金額で交付申請、実績報告を行ってください。

質問 03-08 中古品、リース契約に基づく設備は対象になりますか。

(回答)

中古品の購入やリース、レンタル品は対象外になります。

質問 03-09 国や県、その他の団体が実施している補助金を申請しようと考えていますが、この事業にも申請できますか。

(回答)

国や県、その他の団体が実施している補助金の交付を受けることが決定した経費については、交付対象となりません。

また、市が実施する他の補助事業の交付の対象となる経費についても、本補助金の対象となりません。

質問 03-10 事業完了期限内に適切に契約した取引にかかる経費を期限後に支出した場合、当該経費は対象になりますか。

(回答)

期限(令和8年12月末日)を過ぎてから支払われた経費は対象になりません。期限までに支出を含めてすべて完了してください。

■申請書類

質問 04-01 見積書は申請段階から添付が必要ですか。

(回答)

補助金交付申請書は、補助対象経費についても審査し、事業全体の審査を行います。

そういう意味から、見積書は審査にあたって大変重要な資料になりますので、補助金交付申請される際には必ず添付してください。

なお、金額の内訳が確認できるものがが必要です。※「〇〇一式」など、内訳がないものは不可。

質問 04-02 朝倉市が発行する滞納のない証明書が必要なのはなぜですか。

(回答)

市税を滞納されている方に補助金を交付することができないためです。また、市役所から確認できるのではないかとご意見をいただくことがありますが、組織内とはいえ商工観光課が、税務課の保有する税に関する情報を閲覧及び取得することはできません。(課税客体の有無も確認できません。)

そのため、全ての申請者に税務課で滞納のない証明書を取得していただいております。

質問 04-03 確定申告をしていませんが、申請できますか。

(回答)

営業活動を証する書類が必要です。確定申告書がない場合は、開業届の写し等、事業実態を証する書類を1点提出してください。

質問 04-04 補助金の申請書等を書き間違えてしまいましたが、訂正して申請できますか。

(回答)
書き間違えた場合は新しい申請書・請求書等を使って再度記入してください。

質問 04-05 支払いがわかる書類はレシートでもいいですか。

(回答)
購入先にて領収書を発行してもらってください。

質問 04-06 実績報告書には、領収書の添付が必要ですか。

(回答)
実績報告書には、領収書又は支払いがわかるものの書類の添付が必要です。
また、経費の証拠書類(見積書、納品書、支払いがわかる書類等)とともに整理し、補助金交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

質問 04-07 補助事業の完了した日とは事業が完了し、それにかかる経費の支払いが終わった日となるのですか。

(回答)
経費の支払いが完了した日となります。

～ × ㇿ ～

問い合わせ先(※土日祝日を除く9:00～17:00)

朝倉市農林商工部商工観光課商工労働係
〒838-8601 福岡県朝倉市甘木232番地1
TEL 0946-28-7862(直通)
FAX 0946-28-7141
E-mail syoukou@city.asakura.lg.jp

♪ もした た め い い と こ ゝ

